議案第１６２号

前橋市公共物使用等に関する条例の改正について

令和８年１１月２６日提出

前橋市長　小　川　　晶

前橋市公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市公共物使用等に関する条例（昭和５９年前橋市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表公共物の使用料（１年につき）の項を次のように改める。

公共物の使用料（１年につき）	農地		１平方メートル	14円
	宅地（敷地通路等）		１平方メートル	営利用　250円 非営利用 140円
	植林採草地		１平方メートル	1円
	第１種電柱		１本	670円
	第２種電柱		１本	1,000円
	第３種電柱		１本	1,400円
	第１種電話柱		１本	600円
	第２種電話柱		１本	960円
	第３種電話柱		１本	1,300円
	その他の柱類		１本	60円
	公衆電話所		１個	1,200円
	鉄塔敷		１平方メートル	1,200円
	諸管埋設	外径が0.07メートル未満のもの	１メートル	25円
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	１メートル	36円
		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	１メートル	54円
		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	１メートル	72円
		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	１メートル	110円

	外径が 0.3 メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	140円
	外径が 0.4 メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	360円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	720円
宅地（用途廃止申請物件）		1平方メートル	営利用　650円 非営利用 370円
工作物（漁業）		1平方メートル	営利用　250円 非営利用 140円
日よけ		1平方メートル	
上空通路		1平方メートル	
看板		1平方メートル	
その他の工作物		1平方メートル	
その他		その都度市長が定める単位及び額	

附　則

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際現に前橋市公共物使用等に関する条例第４条の許可を受けて公共物の使用をしている物件（この条例の施行の日以後に当該許可に係る期間が更新される物件を含む。以下「既存使用物件」という。）について徴収する同日以後の使用の期間に係る使用料の額は、当該既存使用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。この場合において、その額が次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額を超えるときは、当該各号に定める方法により算出した額とする。

(1) 令和９年度　当該既存使用物件に係る改正前の別表の規定を適用して算定した使用料の額に１．２を乗じて得た額

(2) 令和１０年度以降　当該既存使用物件に係る前年度の使用料の額（前年度の使用の期間と当該年度の使用の期間が異なる場合にあっては、当該年度の使用の期間に相当する期間における前年度の使用料の額）に１．２を乗じて得た額